平成３０年（フ）第１９２号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番７号　蕨ハイツ202号
債務者　金田　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９７号
埼玉県三郷市高州３丁目183番地８
債務者　藤波　好美（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
埼玉県深谷市上野台3182番地13
債務者　堀米　英夫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６５号
千葉県八街市大関264番地114
債務者　粟飯原かがり（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４８０号
川崎市麻生区下麻生１－１　麻生台団地３－202、住民票上の住所神奈川県足柄上郡山北町岸391番地
債務者　川口　　舞
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６２号
川崎市中原区木月３丁目50番１－103号　ウェルス元住吉
債務者　矢能　健太
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
川崎市宮前区宮前平３丁目13番地32　パピリオン宮前平　301
債務者　河村久美子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
川崎市多摩区枡形２丁目７番15―603号
債務者　山下亜希子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
川崎市多摩区登戸3508番地　コアクレスト登戸　316
債務者　木場　嘉浩
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
川崎市宮前区野川2280番地１　サウザンドリーフⅡ　202
債務者　坂本　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
川崎市高津区千年728番地１　立身寮213
債務者　小笠原和宏
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
川崎市麻生区細山８丁目13番23号　ヒルサイドビュー　202
債務者　中里多希子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
川崎市中原区上小田中１丁目６番１号　ホワイトヴィラ２－Ｅ
債務者　久下　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
川崎市宮前区潮見台20―１　医療法人花咲会かわさき記念病院、住民票上の住所川崎市多摩区南生田３丁目10番２号　カサグランデＡ―202
債務者　今橋　　望
成年後見人　今橋知香子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
長野市大字高田1381番地５
債務者　村山　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
和歌山県橋本市菖蒲谷232番地の14
債務者　小西　友美（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７８号
和歌山市和歌浦中２丁目12番19号、住民票上の住所和歌山市三沢町２丁目12番地３　三沢第８団地206号
債務者　和田　孝行
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係